

避難行動要支援者の避難支援プラン

令和4年7月
加 茂 市

目 次

第1章	総則	1
1.	支援プランの基本的な考え方と目的	1
2.	支援プランの位置付け	1
3.	避難行動要支援者の避難支援に関する計画の構成	1
第2章	避難行動要支援者	3
1.	避難行動要支援者の要件	3
第3章	避難支援等関係者及び避難行動要支援者名簿等の作成・管理	4
1.	避難支援等関係者	4
2.	避難行動要支援者名簿の作成	4
3.	要支援者名簿の提供に関する同意確認	5
4.	避難支援等関係者への要支援者名簿の提供	5
5.	災害時の情報提供	5
6.	情報の更新・共有	6
第4章	避難支援体制	7
1.	支援体制の整備	7
2.	市及び避難支援等関係者の役割	7
第5章	個別避難計画の作成	9
1.	個別避難計画の作成	9
第6章	情報伝達等	10
1.	避難情報の発表	10
2.	情報伝達手段	11
第7章	安否確認及び避難誘導	13
1.	安否確認の方法	13
2.	避難誘導の手段・経路等	13
第8章	避難所における支援	14
1.	避難所における支援方法	14
2.	避難所運営における留意事項	14
3.	福祉避難所の確保	15
第9章	災害に強いまちづくりの推進	16
1.	避難行動要支援者支援に関する防災知識の普及・啓発	16
2.	避難支援訓練の実施	16
3.	避難支援資機材の整備	16
4.	避難行動要支援者自身の備え	16
【様式等】		18

第1章 総則

1. 支援プランの基本的な考え方と目的

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の避難支援を行うためには、各地域において日頃から高齢者や障がい者など避難支援を必要とする人を把握し、災害時等における具体的な支援方法を決めておくなど、適切かつ迅速に支援することができるよう、避難支援体制を整備しておくことが必要です。

この避難行動要支援者の避難支援プラン（以下、「支援プラン」という。）は、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を適切かつ円滑に実施するとともに、迅速かつ的確な避難支援体制を整備することにより、避難行動要支援者の安全・安心の確保を図ることを目的とします。

2. 支援プランの位置付け

この支援プランは、地域福祉推進の重要な役割を担う「共助」と行政が主として行う「公助」の役割を明確にし、加茂市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の「要配慮者の安全確保計画」を具体化するものです。

また、この支援プランで想定する災害は、局地的な大雨や台風等による風水害、土砂災害や地震災害とし、その他の災害又は危機事象等においても、この支援プランに準じた対応を実施するものです。

3. 避難行動要支援者の避難支援に関する計画の構成

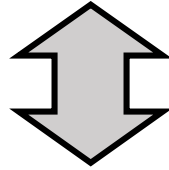
避難行動要支援者の避難支援等の取組は、地域防災計画で定めるとともに、具体的な推進手法等を定めた「支援プラン」と避難行動要支援者一人ひとりの支援計画を定めた個別避難計画により構成します。

「支援プラン」とは本書のことを指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全般に係わる事項や災害時における避難支援等を実効性のあるものとするための個別避難計画の作成等について定めるものとします。

「個別避難計画」とは避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援等を具体的に示したものです。

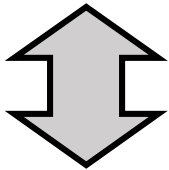
避難行動要支援者の避難支援に関するイメージ図

加茂市地域防災計画



避難行動要支援者の避難支援プラン

避難行動要支援者の避難支援全般に係わる事項や個別避難計画の作成などを記載。【※本書】



個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援等を具体的に記載。

第2章 避難行動要支援者

1. 避難行動要支援者の要件

避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者）のうち、「災害時に自ら避難することが困難で避難に支援を要する者」のことを言い、次の要件に掲げる在宅の者とします。

(1) 高齢者

75歳以上の高齢者（一人暮らし又は高齢者のみ世帯）

(2) 要介護認定者

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている40歳以上の者

(3) 障がい者

① 身体障がい者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

② 知的障がい者

「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の知的障がい者（A）と判定された者

③ 精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の表の1級に該当する者

(4) 難病患者

① 難病医療法第7条第1項に規定する医療費支給認定を受けている指定難病患者

② 児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童等

(5) その他の者

① (1)～(4)以外で、民生委員・児童委員、区長等が災害時の支援が必要と認めた者

② (1)～(4)以外であっても、災害時において避難支援が必要と認められる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者。この場合、【加茂市避難行動要支援者名簿登録申請書〈様式7〉】を長寿あんしん課に提出するものとします。

第3章 避難支援等関係者及び避難行動要支援者名簿等の作成・管理

1. 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者(以下、「避難支援等関係者」という。)は、次の者とします。

- ① 消防機関(消防本部、消防団)
- ② 加茂警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 加茂市社会福祉協議会
- ⑤ 自治会
- ⑥ 自主防災組織
- ⑦ その他避難支援等関係者として市長が認める者

なお、③から⑦の避難支援等関係者は、ボランティア精神に基づき、避難支援を実施するものであり、法的な責任や義務を負うものではありません。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者情報の収集

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、要介護高齢者や障がい者など関係部課で把握している情報を集約するものとします。

また、市が把握していない情報で要支援者名簿の作成のために必要があるときは、関係機関の協力を得るなど、必要な情報の収集に努めるものとします。

(2) 避難行動要支援者名簿作成・保管

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿(以下、「要支援者名簿」という。)を作成、保管するものとします。

なお、要支援者名簿の作成及び保管は、福祉担当部局及び防災担当部局とします。

(3) 記載事項

避難行動要支援者名簿<様式1>に記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりです。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由(介護度や障がいの種類など)
- ⑦ 備考

3. 要支援者名簿の提供に関する同意確認

市は、要支援者名簿に基づく避難行動要支援者に対して、制度の内容を周知するとともに、平常時から避難支援等関係者へ情報提供することについての理解を得るため、【名簿情報の提供に関する同意書<様式3>】により同意確認を行うものとします。

また、避難行動要支援者に対する同意確認を得る際には、次の点について周知し、理解を得るものとします。

- ① 災害時においては、避難行動要支援者の対象であっても、自助が必要不可欠であること。
- ② 避難支援等は、避難支援等関係者及び地域において避難支援等の協力を行う者（以下、「地域支援者」という。）の安全確保が前提となるため、支援が必ず受けられるものではないこと。
- ③ 地域支援者は、法的な責任や義務を負うものではないこと。

4. 避難支援等関係者への要支援者名簿の提供

市は、情報提供することについて同意を得た避難行動要支援者の情報を集約した、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）（以下、「同意者名簿」という。）を作成・保管し、平常時より避難支援等関係者へ同意者名簿を提供します。

同意者名簿に記載する情報は、<様式2>のとおりとし、同意者名簿の提供は電子データではなく、紙媒体によるものとします。また、民生委員・児童委員、自治会及び自主防災組織への同意者名簿の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限るものとします。

市は、同意者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう次のことについて指導します。

- ① 平常時は避難行動要支援者の把握、災害時は迅速な避難支援等を行うことを利用の目的とすること。
- ② 同意者名簿の提供を受ける者は、正当な理由なく、当該同意者名簿に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らさないこと。また、同意者名簿の受領にあたっては、「同意者名簿受領書<様式5>」を市に提出すること。
- ③ 同意者名簿は、厳重に管理すること。
- ④ 目的外使用及び必要以上の複写等をしないこと。
- ⑤ 同意者名簿の利用の必要がなくなったときは、すみやかに市に返却すること。

5. 災害時の情報提供

要支援者名簿を保管する福祉担当部局及び防災担当部局は、災害時において避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために要支援者名簿の提供が必要であると認めるときは、本人同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者及び救出活動等を行う者などに対して要支援者名簿の情報を提供できるものとします。

6. 情報の更新・共有

(1) 情報の更新

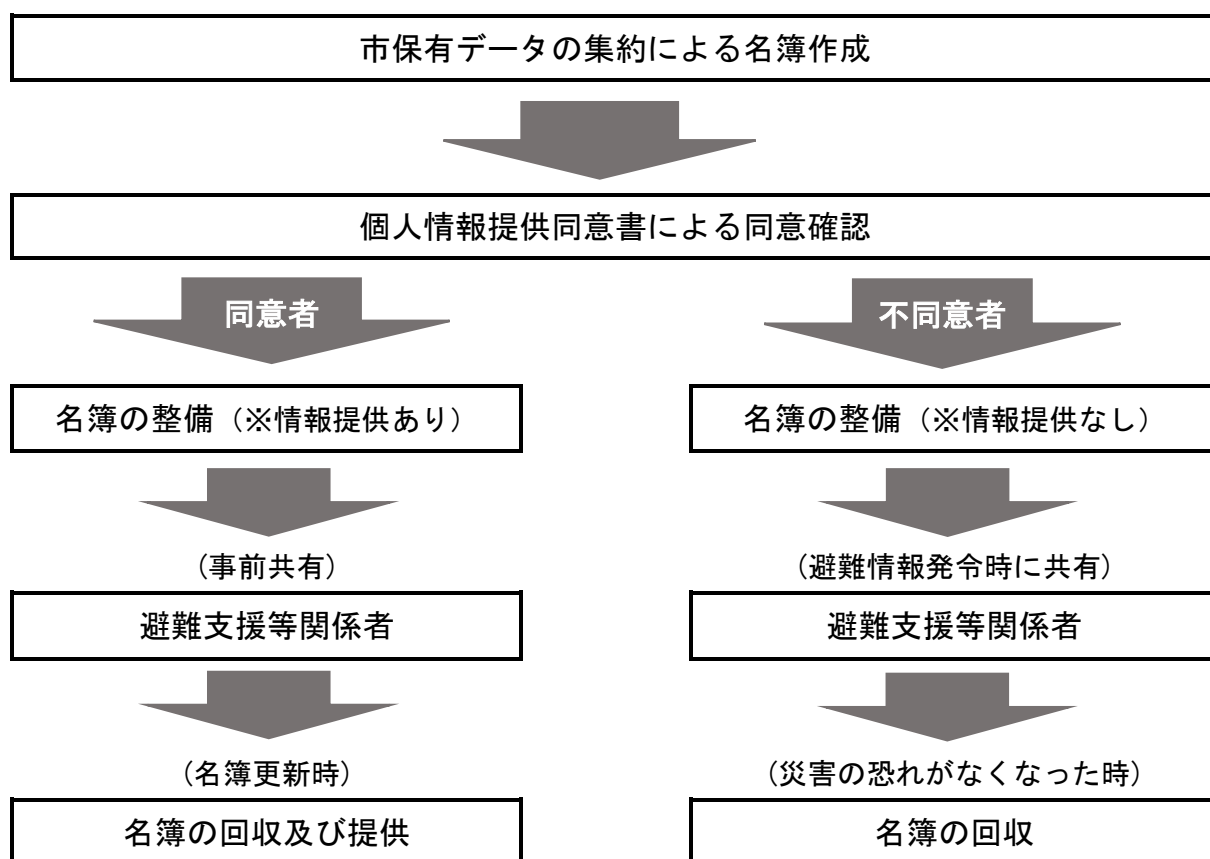
市は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、年1回、4月1日を基準日として要支援者名簿の更新を行うものとします。

また、要支援者名簿に記載されている対象者の状況の変化を把握した場合は、修正を行うなど適正な状態で管理するよう努めるものとします。

(2) 情報の共有

要支援者名簿の更新のほか、避難支援等関係者の協力により、同意者名簿に変更があった場合、市は避難支援等関係者と情報の共有を図ることとします。

【名簿の作成から提供までのイメージ図】



第4章 避難支援体制

1. 支援体制の整備

(1) 市における避難支援体制の整備

市は、この支援プランの円滑な運用を図るため、防災担当部局と福祉担当部局が連携して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進します。

このため防災担当部局と福祉担当部局は、平常時より要支援者名簿や個別避難計画の作成や管理、一般の避難所では対応が困難な避難行動要支援者を収容できる避難所（以下、「福祉避難所」という。）の確保、人材の育成・啓発・訓練、避難行動要支援者自身からの相談のほか、災害時には情報の収集・伝達や必要な避難支援等が実施できる体制の整備に努めます。

(2) 地域における避難支援体制の整備

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者は、日頃から地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めることとします。

2. 市及び避難支援等関係者の役割

(1) 市の役割

- ① 避難行動要支援者の把握
- ② 要支援者名簿と個別避難計画の作成・管理
- ③ 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④ 避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤ 一般の指定避難所における避難行動要支援者に配慮した設備の改善
- ⑥ 福祉避難所の確保
- ⑦ 自主防災組織の結成促進、地域防災力強化のための資機材の整備
- ⑧ 避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑨ 避難行動要支援者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施
- ⑩ 避難情報の発表及び伝達
- ⑪ 災害時における避難行動要支援者の避難支援等
- ⑫ 災害時における避難行動要支援者の避難状況の把握
- ⑬ 避難所における避難行動要支援者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

(2) 加茂市・田上町消防衛生保育事務組合、加茂警察署の役割

- ① 災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ② 災害時における避難誘導の支援及び救助

(3) 民生委員・児童委員の役割

- ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援体制構築への協力
- ③ 個別避難計画作成に係る協力
- ④ 災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難誘導の支援への協力

(4) 加茂市社会福祉協議会の役割

- ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援体制構築への協力
- ③ 個別避難計画作成に係る協力
- ④ 支援組織との協力関係の構築及び連絡調整
- ⑤ 災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ⑥ 避難行動要支援者への支援を行うボランティアの受入、派遣調整

(5) 自治会、自主防災組織の役割

- ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援体制構築への協力
- ③ 個別避難計画作成に係る協力
- ④ 災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難誘導の支援

第5章 個別避難計画の作成

1. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の推進

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に実施するため、避難行動要支援者ごとの状況把握や、各地域において避難行動要支援者を災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難をするかなど、支援が必要な一人ひとりについての個別避難計画の作成に努めます。

(2) 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の同意確認とともに、必要に応じて民生委員・児童委員、自治会、福祉事業所などの協力を得て、作成します。

この個別避難計画は、次の者を対象とします。

- ① 避難行動要支援者の対象で、個人情報を提供することに同意した者
- ② 対象となる避難行動要支援者と同等の状況にあるものと認められる者で、自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者

(3) 記載事項

個別避難計画に記載する避難行動要支援者の情報は、＜様式4＞のとおりとします。

(4) 個別避難計画の管理

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するとともに、避難支援等関係者が個別避難計画の適正な管理を行うよう、第3章の4の「避難支援等関係者への要支援者名簿の提供」の①から⑤に準じ、指導します。

(5) 個別避難計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別避難計画の内容に変更が生じた場合、本人等からの変更の申出により、更新を行い適正な状態で管理するよう努めます。

第6章 情報伝達等

1. 避難情報の発表

市は、災害時において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報、又は地域支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として状況に応じ、高齢者等避難、避難指示等（以下、「避難情報」という。）を発令します。

避難情報の発令は、地域防災計画に基づき、気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報や避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して行います。

なお、避難途中での二次災害の防止にも配慮して、早期の発令を基本とします。

〈避難情報の発令の要件〉

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2. 情報伝達手段

(1) 情報伝達体制の整備

- ① 市は、災害時の情報等について、多様な手段を講じて伝達します。

〈情報伝達手段一覧〉

情報伝達手段	音声	文字
広報車両による巡回広報	○	
自治会等の連絡網による情報発信	○	
放送事業者（テレビ・ラジオ等）への情報提供による放送	○	○
緊急速報メールによる配信		○
市ホームページによる広報		○
かも防災・行政ナビによる配信	○	○
加茂市防災・市民情報配信サービスによる配信		○
SNS（フェイスブック、ツイッター）による配信		○

災害時における避難情報や災害関連情報の伝達は上記の手段により行いますが、緊急時には避難行動要支援者自身のみならず、その家族や地域支援者に対しても広く周知を図る必要があります。

また、災害時には、避難支援等関係者に対しても迅速・確実に情報伝達する体制の整備に努めるとともに、多様な情報伝達手段を活用して情報を伝達するよう努めます。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難情報を伝えることも考慮します。

② 避難支援等関係者及び地域支援者

避難支援等関係者及び地域支援者は、日頃から気象情報等に注意をするとともに、市が提供する避難情報や災害関連情報を取得するため、情報収集体制を整備し、電話連絡網など情報伝達体制の整備に努めるものとします。

(2) 情報伝達の実施体制

① 市

市は、避難情報や災害関連情報を発表又は発令し、避難所を開設するときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行います。

また、市が作成した洪水ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行うほか、日頃からの備えや避難時における心構えなどについて、避難行動要支援者・地域支援者を問わず住民への周知に努めるなど、防災意識の向上を図ります。

② 避難支援等関係者及び地域支援者

情報伝達を行う避難支援等関係者及び地域支援者は、市や防災関係機関が発表する災害情報を入手し、又は伝達を受けたときは、避難行動要支援者やその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧めるものとします。また、避難情報が発令された場合は、速やかな避難を促すものとします。

第7章 安否確認及び避難誘導

1. 安否確認の方法

(1) 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、避難支援等関係者及び地域支援者は、協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行うものとします。

① 市

市は、避難支援等関係者及び地域支援者による安否情報及び避難情報を集約するとともに、要支援者名簿を活用し、安否確認を行います。この場合において、安否未確認者があるときは、加茂警察署、加茂地域消防本部に安否確認を要請します。さらに、安否未確認者の中に、身体・生命に影響するような被害が予想される者があるときは、加茂警察署、加茂地域消防本部等と連携し救出活動の体制を構築します。

② 避難支援等関係者及び地域支援者

避難支援等関係者は、関係する避難行動要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内で把握に努めるものとします。

地域支援者は、担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認の実施や、市の安否確認情報窓口への円滑な情報の提供に努めるものとします。

(2) 安否確認の実施

安否確認は、より正確な情報を収集するため、避難行動要支援者との面会や電話連絡などの直接的な方法によるものとし、避難支援等関係者及び地域支援者の連絡網等を最大限活用するなどして迅速に行うものとします。

また、避難支援等関係者及び地域支援者は、避難行動要支援者が消息不明の場合、災害対策本部に連絡するものとします。

2. 避難誘導の手段・経路等

避難情報が発令された場合、特に人的支援を要する避難行動要支援者については、個別避難計画に基づいて、避難支援等関係者や地域支援者が連携して避難誘導を行い、それ以外の避難行動要支援者については、近隣同士の日頃からのつながりにより、また同居の家族がいる場合は、家族が避難行動要支援者を避難させるよう努めるものとします。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮するなど、安全な避難経路を選定するよう努めるものとします。

なお、避難行動要支援者が避難所等へ避難した際、避難支援等関係者及び地域支援者は避難所の責任者へ避難行動要支援者の引き継ぎを行うものとします。

第8章 避難所における支援

1. 避難所における支援方法

(1) 避難所の開設

市は、災害時において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えます。

(2) 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に介護等の支援を必要とする場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護・支援等が必要となるケースが予想されます。特に、避難所生活が長期化する場合には、介護・支援等の必要性が高まるものと考えられることから、市は、地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者の利用にも配慮した備蓄や環境整備に努めます。

2. 避難所運営における留意事項

(1) 避難所生活での配慮

① 救援物資の供給に関する配慮

市及び自主的な避難所運営組織は、避難所の運営や食料等の救援物資の配布については避難行動要支援者に配慮するよう努めるものとします。

② 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく掲示も併用するなど要配慮者の状況に配慮した対応に努めるものとします。

(2) 心のケア

被災によるショックや強い不安感、あるいは慣れない避難所生活の中では、身体の疲労やストレスの蓄積などによる体調への影響が懸念されます。

このようなことから、精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちからの話しかけにより、避難行動要支援者の理解・交流を深めることや、保健師等による健康相談、専門家などの協力を得るなど、心のケアに努めるものとします。

(3) 避難行動要支援者のニーズの把握

市は、避難所に避難している避難行動要支援者の福祉サービスの需要を把握するように努めます。

3. 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所における対応

福祉避難所は、災害時において一般の避難所での避難生活が困難であり、特別な配慮を必要とする方を収容し、適切な支援を行うために開設する避難所です。

福祉避難所では、相談も含めた食事の提供などの日常生活上の支援を行います。

(2) 福祉避難所の指定と利用

市は、一般の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のため、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定します。

市は、福祉避難所の確保に努めるものとし、その指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行い、対応能力等を相互に確認した後、協定を締結するものとします。

また、指定した福祉避難所の利用に当たっては、受入可能状況を把握するとともに、当該施設の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとします。

なお、福祉避難所は、緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとします。

第9章 災害に強いまちづくりの推進

1. 避難行動要支援者支援に関する防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者・地域支援者など市民に対し、災害時における基礎知識や避難行動要支援者の支援に関する取り組みの内容について、広報紙や市ホームページ等による周知に努め、防災意識の高揚を図ります。

(2) ハザードマップの活用

市は、豪雨時に、地域住民がすばやく安全に避難できることを目的として、洪水被害の想定される範囲や被害の程度、避難所などの情報を地図上に示した「洪水ハザードマップ」や、土砂災害の想定される範囲や被害の程度、避難所などの情報を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を作成しています。

避難支援等関係者及び地域支援者は、市が作成した洪水・土砂災害ハザードマップを自らの活動及び避難行動要支援者の支援のために活用するものとします。

また、それぞれの地域又は担当区域ごとに、日頃の見守りや支援の対象となる避難行動要支援者について洪水・土砂災害ハザードマップ上で確認するとともに、特に注意すべき区域に居住する避難行動要支援者の把握に努め、災害時における迅速な避難行動につなげるものとします。

2. 避難支援訓練の実施

市は、災害時における避難行動要支援者の支援に関する意識を高めるため、防災訓練に避難行動要支援者の特性を考慮した内容を盛り込むとともに、避難支援等関係者と協力、連携してより実践的な避難支援訓練の実施に努めます。

3. 避難支援資機材の整備

自主防災組織は、地域における防災力向上と避難体制の整備に当たっては、避難行動要支援者の避難支援も考慮しながら防災資機材の充実に努めるものとします。

4. 避難行動要支援者自身の備え

(1) 避難行動要支援者自身の心構えと準備

災害時には、避難行動要支援者自身も地域支援者からの救出を待つだけではなく、基本的には「自分の身は自分で守る」という心構えが必要です。

このため、日頃から、避難時の非常持出し品として食料、飲料水、常備薬・救急セット等をバッグや袋にまとめて準備しておきましょう。また、自身の健康状態、状況に応じた必需品を

非常持出し品として袋に入れておいたり、地域支援者に伝えておくことも迅速な避難に効果的です。

(2) 隣近所や避難支援等関係者等との交流

避難行動要支援者は、地区の民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織のリーダー等を把握し、連絡方法を準備しておきましょう。

また、災害時には近隣住民同士の助け合いの「共助」が大切です。そのためには、日頃から隣近所などと日頃から積極的にコミュニケーションを図るなど、災害時の協力が得られやすい環境を作るよう心がけましょう。

(3) 支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があります。例えば、常に薬を服用する必要がある避難行動要支援者は、常備薬やかかりつけの医療機関、緊急連絡先等を記したものを準備しておくなど、自分の身を守るために必要な情報を確実に地域支援者に提供できるようにしておきましょう。

(4) 避難経路及び避難所の確認

避難行動要支援者は、自宅から避難所までの複数の経路を一人で又は地域支援者とともに歩いてみるなど、注意すべき場所や目印となる物を知っておくようにしましょう。

(5) 早期の自主避難

台風など風水害は、気象情報により予測ができたり、災害の発生までに一定時間の余裕があるため、自ら行動を起すことのできる避難行動要支援者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅などに自主的に避難しておくよう努めましょう。

そのため、日頃からこうした事態を想定した行動を決めておくことが重要です。

避難行動要支援者名簿 (同意者名簿)

氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	電話番号	同意区分	一人暮らし	高齢者のみ	介護	身体	療育	精神	難病	その他	タブレット	備考

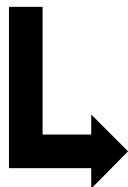
名簿情報の提供に関する同意書

私の名簿情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援を必要とする理由（介護度や障がいの種類など））を平常時から自治会関係者（自主防災組織）、民生委員、消防機関、警察などの避難支援等関係者に情報提供することに、

（該当するものに☑をつけてください）

同意します

同意しません



同居家族等の支援が受けられるので必要ありません

その他（ ）

加茂市長あて

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

※家族などの代理人が記載した場合は、その氏名と関係を記入してください。

代理人氏名 _____

代理人住所 _____

（同意者との関係： ）

様式4

個別避難計画

自治会名				作成日	令和 年 月 日
ふりがな				生年月日	大正・明治・昭和・平成・令和 年 月 日
氏名	男・女				
住所				電話番号	
				携帯番号	
要件区分	◆高齢者（ <input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯） ◆要介護認定者（ <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5） ◆障がい者（身体障害 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 知的障がいA判定 <input type="checkbox"/> 精神障がい1級） ◆難病 <input type="checkbox"/> ◆上記以外（ <input type="checkbox"/> 支援を希望する理由： _____）				
世帯構成	氏名	年齢	続柄	勤務先・連絡先・電話番号など	
	①				
	②				
	③				
	④				
緊急時の連絡先	氏名(団体名)	続柄	住所	電話番号	
	①				
	②				
受けたい支援を ○で囲む	具体的な支援が必要な方のみ(複数回答可)			現在は支援不要	
	避難情報を知らせ てほしい	避難場所まで介助・ 誘導してほしい	その他		
支援が必要となる同意者(要支援者)の状態(差しつかえない範囲で、該当するもの全てに☑を付けてください)					
<input type="checkbox"/> 一人での歩行が難しい <input type="checkbox"/> 状況を理解しにくい <input type="checkbox"/> 視力が弱く、物が見えにくい <input type="checkbox"/> 耳が悪く、音が聞こえにくい <input type="checkbox"/> 車イスを利用している <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 常に介護が必要 <input type="checkbox"/> その他					
避難支援者(安否確認・情報伝達・避難介助者、組織・団体でも可)					
氏名		住所		電話	
氏名		住所		電話	

➡【裏面につづく】

家の間取りや寝室の位置等

避難場所等情報 ※位置・経路・移動の手段・避難誘導時や避難先での留意事項

【避難行動要支援者(同意者)の方への注意事項】

◇同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

◇避難支援等は、避難支援等関係者や地域支援者の安全確保が前提となるため、避難の支援が遅れたり、困難な場合もあります

【避難支援等関係者及び地域支援者の方への注意事項】

◇この個別計画に記載された情報は、災害時において避難行動要支援者の生命等を守るための支援を行う場合に活用するものであり、それ以外の用途への使用については禁止します。

◇地域支援者となる方は、避難行動要支援者の希望に基づき、避難の支援や安否確認をお願いします。

◇避難の支援等は、できる範囲での支援であり、法的な責任や義務を負うものではありません。

令和 年 月 日

上記避難支援関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、加茂市に報告することを了承します。

氏 名

代理記載者名

※代理者が記載した場合は、その氏名と関係を記入してください。 (同意者との関係:)

避難行動要支援者名簿（同意者名簿）受領書

加茂市長 様

私は、加茂市避難行動要支援者の避難支援プランにおける、当団体に関する「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」を受領いたしました。

受領した「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」については、個人情報保護の重要性を認識し、避難支援等の目的以外には、一切使用いたしません。

令和 年 月 日

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

個別避難計画受領書

加茂市長 様

私は、加茂市避難行動要支援者の避難支援プランにおける、当団体に関する「個別避難計画」を受領いたしました。

受領した「個別避難計画」については、個人情報保護の重要性を認識し、避難支援等の目的以外には、一切使用いたしません。

令和 年 月 日

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

様式 7

加茂市避難行動要支援者名簿 登録申請書
(兼 名簿情報の事前提供に関する同意書)

ふりがな				性別	男・女
氏名					
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			電話番号	
				携帯電話番号	
住所				FAX番号	
				メールアドレス	
世帯の状況	1 ひとり暮らし 2 高齢者または障がい者のみの世帯 3 日中ひとりになることが多い 4 その他				
支援を必要とする理由	(例) 要介護認定を受けている。身体障がい者手帳を持っている。など				
緊急時の家族等の連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号（携帯電話番号）	

加茂市長 あて

私は、風水害や地震等の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき、ひとりで避難することが困難なため、地域の方の支援が必要になります。

ついては、避難行動要支援者として名簿への登録を申請します。

また、私の名簿情報を平常時から自治会関係者（自主防災組織）、民生委員、消防機関、警察などの避難支援等関係者に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____

※家族などの代理人が記載した場合は、その氏名と関係を記入してください。

代理人氏名 _____

代理人住所 _____

(申請者との関係：)